

愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（平成17年12月28日付け17企画第1142号企画情報部長通知）の規定に基づいて行う愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者の情報発信の場を提供することにより、愛媛県立図書館（以下「図書館」という。）の図書資料等を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 広告を表示する意思をもって雑誌を提供する者（以下「雑誌スポンサー」という。）は、愛媛県立図書館長（以下「館長」という。）が指定する雑誌を、館長が指定する納入業者（以下「納入業者」という。）から購入し、図書館に提供する。

なお、提供された雑誌は図書館の所有とする。

- 2 雑誌スポンサーは、購入代金を納入業者に支払う。
- 3 館長は、雑誌スポンサーの広告を雑誌のカバー等に掲載し、図書館の利用者の閲覧に供する。

(広告媒体となる雑誌)

第4条 広告媒体の対象となる雑誌については、館長が募集要項で定める。

(広告の掲載位置等)

第5条 広告を掲載することができる位置及び規格並びに表示方法等については、館長が募集要項で定める。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第6条 雑誌スポンサーになることができる者は、県内に事業所を有する民間企業、その他法人、法人以外の団体とする。ただし、雑誌の発行者が自己の雑誌のスポンサーになることはできない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。
 - (1) 閲覧者に誤解又は不快感を与えるおそれがあること。
 - (2) 県の情報と錯誤されるおそれがあること。
 - (3) 個人の氏名を広告するものであること。
 - (4) その他広告の表現として適当でないと認められること。

(広告掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則として館長が掲載を決定した月の翌年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに雑誌スポンサーから継続の意思表示があり、館長が適当と認めた場合は、更新するものとする。

(雑誌スポンサーの募集)

第8条 前条ただし書に該当する場合を除き、雑誌スポンサーを希望する者の募集は、図書館ホームページにおいて公募することにより行う。

- 2 雑誌スポンサーの公募に関し必要な事項は、館長が募集要項で定める。

(雑誌スポンサーの申込み)

第9条 雑誌スポンサーを希望する者は、館長が定める募集要項に基づき申し込まなければならない。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第10条 館長は、前条の規定に基づく申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査の上、雑誌スポンサーを選定するものとする。

(契約)

第11条 前条の規定により雑誌スポンサーに選定された者は、館長と契約を締結しなければならない。

(広告内容の変更)

第12条 雑誌スポンサーは、いつでも広告内容の変更を館長に申し出ることができる。

2 館長は、前項の規定に基づく申出があったときは、当該申出の内容を審査の上、広告内容を変更するものとする。

(広告内容の修正)

第13条 館長は、掲載した広告が次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーに内容の修正を求めることができる。

(1) その内容が法令若しくはこの要領に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) その内容に誤りがあることが判明したとき。

(広告掲載の取消し)

第14条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 雑誌スポンサーが、前条の規定により求められた広告の内容の修正を行わないとき。

(2) 雑誌スポンサー及び広告の内容が、法令若しくはこの要領に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 広告の内容に誤りがあることが判明したとき。

(4) その他広告の掲載を継続することが適切でないと認めるとき。

2 前項の規定により広告の掲載の取消しがあったときは、支払済みの購入代金は、返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 雑誌スポンサーは、いつでも広告の掲載を取り下げることができる。

2 雑誌スポンサーは、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により館長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載の取下げがあったときは、支払済みの購入代金は、返還しない。

(雑誌スポンサーの責務)

第16条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容その他広告に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 雑誌スポンサーは、広告の掲載により愛媛県及び第三者に損害を与えた場合並びに第三者から苦情の申立て等がなされた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(免責事項)

第 17 条 雑誌スポンサーは、蔵書整理、災害その他の理由により図書館が臨時に休館となる場合があることをあらかじめ承諾するとともに、当該休館による閲覧の停止に伴う提供雑誌の返還、損害賠償その他費用の請求を図書館に対して行わないものとする。

(審査会)

第 18 条 第 10 条及び第 12 条の審査を行うため、愛媛県立図書館雑誌スポンサー広告審査会(以下「審査会」という。)を設置し、事務局を図書整理グループに置く。

2 審査会の委員長は館長を、委員は館長補佐、各係長その他館長が必要と認める職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、館長補佐がその職務を代行する。

(会議)

第 19 条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、委員長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

(その他)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。